

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 (勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の65</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の30</u>を乗じて得た額の総額	(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」とする。 (勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	135,600	178,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	180,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	182,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	184,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	185,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	187,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
	7	142,300	189,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
	8	143,400	191,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
	9	144,500	192,800	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
	10	145,900	194,600	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
	11	147,200	196,400	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
	12	148,500	198,200	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
	13	149,800	200,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
	14	151,300	201,800	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
	15	152,800	203,600	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
	16	154,400	205,400	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
	17	155,700	207,000	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
	18	157,200	208,900	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
	19	158,700	210,800	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
	20	160,200	212,700	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
	21	161,600	214,600	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
	22	164,300	216,500	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
	23	166,900	218,400	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
	24	169,500	220,300	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
	25	172,200	222,000	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
	26	173,900	223,900	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900

27	175,600	225,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
28	177,300	227,700	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
29	178,800	229,300	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
30	180,600	231,100	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31	182,400	232,800	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32	184,200	234,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33	185,800	236,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	187,300	237,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	188,800	239,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	190,300	240,600	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	191,600	242,100	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	192,900	243,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	194,200	245,100	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	195,500	246,700	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	196,900	248,000	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	198,200	249,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	199,500	251,200	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	200,800	252,800	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	202,000	254,200	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	203,300	255,600	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	481,300
47	204,600	257,000	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	482,100
48	205,900	258,400	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	482,900
49	207,100	259,700	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	483,700
50	208,200	261,100	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	484,500
51	209,300	262,500	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	485,300
52	210,400	263,900	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	486,100
53	211,600	265,200	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	486,900
54	212,600	266,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	487,700
55	213,600	267,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	488,500
56	214,600	269,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	489,300
57	215,400	270,100	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	490,100

	58	216,400	271,400	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	490,900
	59	217,300	272,700	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	491,700
	60	218,300	274,000	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	492,500
	61	219,200	275,200	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	493,300
	62	220,200	276,300	329,100	370,500	387,700	415,000	459,200	494,100
	63	221,200	277,400	330,000	371,200	388,400	415,700	460,000	494,900
	64	222,200	278,500	331,000	371,900	389,100	416,400	460,800	495,700
	65	223,000	279,700	331,900	372,400	389,600	416,900	461,400	496,500
	66	224,000	280,700	332,700	373,100	390,300	417,500	462,200	497,300
	67	225,000	281,700	333,500	373,800	391,000	418,200	463,000	498,100
	68	226,100	282,700	334,300	374,500	391,700	418,900	463,800	498,900
	69	226,900	283,500	335,200	375,000	392,200	419,400	464,400	499,700
	70	227,700	284,400	335,900	375,700	392,900	420,100	465,200	
	71	228,500	285,300	336,600	376,400	393,600	420,800	466,000	
	72	229,300	286,200	337,300	377,100	394,300	421,500	466,800	
	73	230,100	287,200	337,800	377,600	394,800	422,000	467,400	
	74	230,800	288,000	338,400	378,300	395,500	422,700	468,200	
	75	231,500	288,800	339,000	379,000	396,200	423,400	469,000	
	76	232,200	289,600	339,600	379,700	396,900	424,100	469,800	
	77	233,000	290,400	340,000	380,200	397,300	424,600	470,400	
	78	233,800	290,900	340,500	380,800	398,000	425,300		
	79	234,600	291,400	341,000	381,400	398,700	426,000		
	80	235,400	291,900	341,500	382,000	399,400	426,700		
	81	236,100	292,300	342,000	382,700	399,900	427,200		
	82	236,800	292,700	342,500	383,300	400,600	427,900		
	83	237,500	293,100	343,000	383,900	401,300	428,600		
	84	238,200	293,500	343,500	384,500	402,000	429,300		
	85	239,000	293,800	344,000	385,100	402,500	429,800		
	86	239,700	294,200	344,500	385,700	403,200	430,500		
	87	240,400	294,600	345,000	386,300	403,900	431,200		
	88	241,100	295,000	345,500	386,900	404,600	431,900		

89	241,900	295,300	345,900	387,600	405,100	432,400		
90	242,400	295,700	346,400	388,200	405,800	433,100		
91	242,900	296,100	346,900	388,800	406,500	433,800		
92	243,400	296,500	347,400	389,400	407,200	434,500		
93	243,700	296,800	347,700	390,100	407,700	435,000		
94		297,200	348,200	390,700	408,400	435,700		
95		297,600	348,700	391,300	409,100	436,400		
96		298,000	349,200	391,900	409,800	437,100		
97		298,200	349,500	392,600	410,300	437,600		
98		298,600	350,000	393,200	411,000	438,300		
99		299,000	350,500	393,800	411,700	439,000		
100		299,400	351,000	394,400	412,400	439,700		
101		299,600	351,300	395,100	412,900	440,200		
102		300,000	351,700	395,700	413,600	440,900		
103		300,400	352,100	396,300	414,300	441,600		
104		300,800	352,500	396,900	415,000	442,300		
105		301,000	353,000	397,600	415,500	442,800		
106		301,400	353,400	398,200	416,200	443,500		
107		301,800	353,800	398,800	416,900	444,200		
108		302,200	354,200	399,400	417,600	444,900		
109		302,400	354,700	400,100	418,100	445,400		
110		302,800	355,100		418,800	446,100		
111		303,200	355,500		419,500	446,800		
112		303,600	355,900		420,200	447,500		
113		303,800	356,400		420,700	448,000		
114		304,200	356,800			448,700		
115		304,600	357,200			449,400		
116		305,000	357,600			450,100		
117		305,200	358,100			450,600		
118		305,600	358,500					
119		306,000	358,900					

	120		306,400	359,300					
	121		306,600	359,800					
	122		306,900	360,200					
	123		307,200	360,600					
	124		307,500	361,000					
	125		307,900	361,500					
	126		308,200	361,900					
	127		308,500	362,300					
	128		308,800	362,700					
	129		309,200	363,200					
再任 用職 員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	164,800	209,800	242,200	265,100	316,300	357,500
	2	166,500	211,300	243,600	266,400	317,800	359,600
	3	168,100	212,800	245,000	268,000	319,300	361,700
	4	169,700	214,300	246,400	269,600	320,800	363,800
	5	171,200	215,700	247,700	271,200	322,100	365,900
	6	173,200	217,400	249,000	272,800	323,500	368,000
	7	175,200	219,100	250,300	274,400	324,900	370,100
	8	177,200	220,800	251,600	276,000	326,400	372,200
	9	180,500	222,300	254,700	277,600	327,700	374,400
	10	182,600	224,000	255,900	279,100	329,100	376,600
	11	184,700	225,700	257,200	280,600	330,400	378,800
	12	186,800	227,400	258,500	282,100	331,800	381,000
	13	188,900	229,300	259,600	285,600	335,400	383,000
	14	191,300	231,100	261,000	287,600	336,900	385,000
	15	193,600	232,900	262,300	289,600	338,400	387,000
	16	195,900	234,700	263,700	291,600	339,900	389,000
	17	198,300	236,300	265,100	293,400	341,600	391,000
	18	199,700	237,800	266,400	295,300	343,200	392,900
	19	201,100	239,300	268,000	297,200	344,800	394,800
	20	202,500	240,800	269,600	299,100	346,400	396,700
	21	203,900	242,200	271,200	301,100	348,100	398,400
	22	205,400	243,600	272,800	303,000	349,700	400,100
	23	206,900	245,000	274,400	304,900	351,300	401,900
	24	208,400	246,400	276,000	306,800	352,900	403,700
	25	209,800	247,700	277,600	308,600	354,500	405,600

	26	211,300	249,000	279,100	310,400	356,100	407,400
	27	212,800	250,300	280,600	312,200	357,700	409,200
	28	214,300	251,600	282,100	314,000	359,300	411,000
	29	215,700	252,600	283,700	315,900	360,900	412,700
	30	217,400	254,000	285,300	317,600	362,400	414,400
	31	219,100	255,300	286,900	319,300	363,900	416,100
	32	220,800	256,600	288,500	321,000	365,300	417,700
	33	222,300	257,800	289,900	322,700	366,800	419,200
	34	224,000	259,200	291,700	324,300	368,200	420,800
	35	225,700	260,600	293,500	325,900	369,600	422,400
	36	227,400	262,000	295,300	327,500	371,000	424,000
	37	229,200	265,100	296,900	329,200	372,500	425,700
	38	230,700	266,400	298,600	330,700	373,700	427,300
	39	232,200	268,000	300,300	332,300	374,900	428,900
	40	233,700	269,600	302,000	333,900	376,100	430,500
	41	236,300	271,200	303,500	335,400	377,400	432,000
	42	237,800	272,800	305,100	336,900	378,400	433,500
	43	239,300	274,400	306,700	338,400	379,400	435,000
	44	240,800	276,000	308,300	339,900	380,400	436,500
	45	242,200	277,600	309,900	341,600	381,200	437,800
	46	243,600	279,100	311,500	343,200	382,000	438,700
	47	245,000	280,600	313,100	344,800	382,800	439,600
	48	246,400	282,100	314,700	346,400	383,600	440,500
	49	247,700	285,600	315,900	348,100	384,500	441,400
	50	249,000	287,600	317,600	349,700	385,300	442,300
	51	250,300	289,600	319,300	351,300	386,100	443,200
	52	251,600	291,600	321,000	352,900	386,900	444,100
	53	252,600	293,400	322,700	354,500	387,700	445,000
	54	254,000	295,300	324,300	356,100	388,400	445,800
	55	255,300	297,200	325,900	357,700	389,100	446,600
	56	256,600	299,100	327,500	359,300	389,800	447,400

	57	257,800	301,100	329,200	360,900	390,600	448,200
	58	259,200	303,000	330,700	362,400	391,200	449,000
	59	260,600	304,900	332,300	363,900	391,800	449,800
	60	262,000	306,800	333,900	365,300	392,400	450,600
	61	263,500	308,600	335,400	366,800	393,000	451,400
	62	265,100	310,400	336,900	368,200	393,600	452,200
	63	266,600	312,200	338,400	369,600	394,200	453,000
	64	268,200	314,000	339,900	371,000	394,800	453,800
	65	269,800	315,900	341,600	372,500	395,300	454,600
	66	271,400	317,600	343,200	373,700	395,900	455,400
	67	273,000	319,300	344,800	374,900	396,500	456,200
	68	274,600	321,000	346,400	376,100	397,100	457,000
	69	276,200	322,700	348,100	377,400	397,600	457,800
	70	277,700	324,300	349,700	378,400	398,200	458,600
	71	279,200	325,900	351,300	379,400	398,800	459,400
	72	280,700	327,500	352,900	380,400	399,400	460,200
	73	282,300	329,200	354,500	381,200	399,800	461,000
	74	283,800	330,700	356,100	382,000	400,400	461,800
	75	285,300	332,300	357,700	382,800	401,000	462,600
	76	286,800	333,900	359,300	383,600	401,600	463,400
	77	288,400	335,400	360,900	384,500	402,100	464,200
	78	290,000	336,900	362,400	385,300	402,700	465,000
	79	291,600	338,400	363,900	386,100	403,300	465,800
	80	293,200	339,900	365,300	386,900	403,900	466,600
	81	294,600	341,600	366,800	387,700	404,400	467,400
	82	296,100	343,200	368,200	388,400	405,000	468,200
	83	297,600	344,800	369,600	389,100	405,600	469,000
	84	299,100	346,400	371,000	389,800	406,200	469,800
	85	300,500	348,100	372,500	390,600	406,700	470,600
	86	301,900	349,700	373,700	391,200	407,300	471,400
	87	303,300	351,300	374,900	391,800	407,900	472,200

	88	304,700	352,900	376,100	392,400	408,500	473,000
	89	306,200	354,500	377,400	393,000	409,000	473,800
	90	307,600			393,600	409,600	
	91	309,000			394,200	410,200	
	92	310,400			394,800	410,800	
	93	311,600			395,300	411,300	
	94	312,900			395,900	411,900	
	95	314,200			396,500	412,500	
	96	315,600			397,100	413,100	
	97	316,800			397,600	413,600	
	98	318,100			398,200	414,200	
	99	319,400			398,800	414,800	
	100	320,700			399,400	415,400	
	101	322,000			399,800	415,900	
	102	323,300			400,400	416,500	
	103	324,600			401,000	417,100	
	104	325,900			401,600	417,700	
	105	327,000			402,100	418,200	
	106	328,200			402,700	418,800	
	107	329,400			403,300	419,400	
	108	330,500			403,900	420,000	
	109	331,800			404,400	420,500	
	110	332,900			405,000	421,100	
	111	334,100			405,600	421,700	
	112	335,300			406,200	422,300	
	113	336,500			406,700	422,800	
	114	337,700			407,300		
	115	338,900			407,900		
	116	340,100			408,500		
	117	341,200			409,000		
	118	342,300			409,600		

	119	343,400			410,200		
	120	344,500			410,800		
	121	345,600			411,300		
	122	346,600			411,900		
	123	347,600			412,500		
	124	348,600			413,100		
	125	349,700			413,600		
	126	350,500					
	127	351,300					
	128	352,100					
	129	352,900					
	130	353,600					
	131	354,300					
	132	355,000					
	133	355,500					
	134	356,000					
	135	356,500					
	136	357,000					
	137	357,600					
	138	358,100					
	139	358,600					
	140	359,100					
	141	359,700					
	142	360,200					
	143	360,700					
	144	361,200					
	145	361,700					
	146	362,200					
	147	362,700					
	148	363,200					
	149	363,700					

	150	364,200					
	151	364,700					
	152	365,100					
	153	365,500					
	154	366,000					
	155	366,500					
	156	367,000					
	157	367,400					
	158	367,900					
	159	368,400					
	160	368,900					
	161	369,300					
	162	369,800					
	163	370,300					
	164	370,800					
	165	371,200					
	166	371,700					
	167	372,200					
	168	372,700					
	169	373,100					
再任 用職 員		258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項及び号（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第17条の3まで及び附則第11項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第19条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「100分の80」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日<u>現在。附則第11項第3号において同じ。</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 （勤勉手当） 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条及び附則第11項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成	（期末手当） 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第17条の3まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第19条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「100分の80」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日<u>現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 （勤勉手当） 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成

おけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

附 則

(55歳を超える職員の給与の特例措置)

11 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附

績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の30を乗じて得た額の総額

附 則

(地域手当に関する特例措置)

11 行政職給料表の適用を受ける職員に対する平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第18条第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条

第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第19条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第19条第1項 前各号に定める額

イ 第19条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第19条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第19条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
医療職給料表	6級

- 12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15

（期末手当等に関する特例措置）

- 12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第18条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第18条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において、春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第27号）附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の <u>99.59</u> を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する <u>額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に</u>	附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において、春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第27号）附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の <u>99.76</u> を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する <u>額</u> を給料として支給する。

あつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。	
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の部分及び第3条の部分（「額」を「額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」に改める部分に限る。）並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条の部分による改正後の春日部市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成23年4月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

- 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。
(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 （給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 5 給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第15条」とあるのは、「附則第13項」とする。	附 則

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 （給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え） 4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第11項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。 5 給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは、「附則第13項」とする。	附 則